

# 第 15 回 庁 議 要 旨

日 時：平成 23 年 8 月 8 日（月）

午前 9 時

会 場：庁議室

## [審議事項]

### 1 手数料の徴収について（生活環境部市民課）

震災後、各種証明書の手数料及び斎場使用料については震災対応策として免除としていたが、被災関連の手続き等が落ち着いてきたことから、被災手続きに要する手数料及び使用料を除き、通常の手数料の徴収を 9 月 1 日から行うもの。

#### (1) 主な内容

- ・ 手数料等の徴収開始時期 平成 23 年 9 月 1 日（木）～
- ・ 徴収場所 本庁：市民課（税証明についても、9 月 1 日から市民課で発行する。）  
総合支所（雄勝総合支所を除く）  
支所：渡波・蛇田支所（稲井・荻浜支所は仮庁舎完成後）
- ・ 被災手続等の免除措置  
窓口での聞き取りにより、被災手続用の証明書発行手数料及び斎場使用料は継続して免除
- ・ 被災手続の免除措置期間  
平成 23 年 9 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

#### (2) 周知方法

- ・ 9 月 1 日発行市報への掲載及び窓口への案内掲示
- ・ 記者クラブへの周知

### 2 雄勝診療所の設置について（雄勝総合支所保健福祉課）

震災により、雄勝地区は市立雄勝病院及び民間診療所が被災を受け、無医地区となったことから、診療所を設置し、地域住民が安心して生活できる安定的な医療を提供する。

#### (1) 主な内容

- ・ 名称：石巻市雄勝診療所
- ・ 設置場所：石巻市雄勝町大浜字小滝浜 9 番地 16
- ・ 建物面積：117.57 m<sup>2</sup>
- ・ 診療科目：内科、外科及び整形外科
- ・ 診療時間：月～金 午前 9 時～午後 4 時
- ・ 休診日：日、土曜日及び休日（祝日、年末年始）

#### (2) 今後の予定

- ・ 石巻市診療所条例及び同条例施行規則の改正
- ・ 本年 9 月中の開所を目指していたが、諸手続等に時間を要することから、10 月 1 日の開所を目指す。

### 3 東日本大震災による石巻市災害廃棄物仮設焼却施設の設置について

（生活環境部災害廃棄物対策課）

— 継続審議 —

#### 4 石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年条例第 136 号）の改正について

（福祉部福祉総務課）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成 23 年 7 月 29 日に公布、施行されたことに伴い、石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例を改正する。

##### (1) 主な内容

- ・災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡した当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。）を加える条例改正を行う。

#### [報告事項]

##### 1 平成 23 年度下水道事業の負担金（分担金）の納期変更について（建設部下水道課）

震災により仮設住宅や他地域に避難している市民が多く、受益者負担金（分担金）の決定通知書及び納入通知書が届かないことが想定されることから、納期を変更して、納入できる環境を整える。

##### (1) 主な内容

###### ア 納期の変更

	(変更前)		(変更後)
第 1 期	8 月 1 日から同月末日まで	→	10 月 1 日から同月末日まで
第 2 期	10 月 1 日から同月末日まで	→	11 月 1 日から同月末日まで
第 3 期	12 月 1 日から同月末日まで	→	翌年 1 月 1 日から同月末日まで
第 4 期	翌年 2 月 1 日から同月末日まで	→	翌年 2 月 1 日から同月末日まで

###### イ 関係規則の改正

- ・石巻市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例施行規則
- ・石巻市浄化槽事業分担金条例施行規則
- ・石巻市農業集落排水事業分担金条例施行規則

###### ウ 変更の期間は平成 23 年度限りとする。

##### 2 石巻市立学校施設災害復旧整備方針について（教育委員会教育総務課）

被災した学校施設の災害復旧整備については、現在策定を進めている石巻市震災復興基本計画との整合性を図りながら、これからの石巻市のまちづくりと併せて進めていく必要があることから、学校施設の災害復旧整備を進めていくうえでの基本方針を策定した。

##### (1) 主な内容

###### ア 学校施設災害復旧の基本理念

学校施設の災害復旧には、震災復興基本計画に基づいた安全・安心の確保を行い、均等な教育環境、教育条件を確保するとともに、学校と地域社会のつながりを視野にいれながら、通学区域の見直しを含めた学校配置を進めていく。

###### イ 学校施設災害復旧の基本的な考え方

###### ① 復旧スケジュール

- ・準備期間 平成 23 年度には、学年ごとに分散している学校及び教室数の不足により学級数の基準を超えている学校について、仮設校舎を建設し、児童生徒の教育環境の改善に努める。
- ・計画期間 平成 23 年度に学校施設の適正規模・適正配置による学校施設の配置計画立案に着手し、平成 24 年度までに策定する。
- ・建設期間 平成 25 年度には、年次計画により新校舎整備事業に着手していく。

###### ② 安全・安心の確保

地震による津波の襲来や地滑りなどの自然災害に備え、堤防機能施設により確保される浸水区域以外に学校施設を整備するなど地理的位置を重視して、児童生徒の安全・安

心を確保する。

③ 学校施設配置計画の策定について

これまで、児童生徒数の減少が著しい地域において、行政主導型の適正配置計画は策定せずに、地域との合意や求めに応じた個別計画を策定して適正な学校配置の実現を目指してきた。

今回の震災を受けて、震災以前の学校配置にとらわれず、学区の見直しや統合を行い、石巻市復興基本計画との整合性を図りながら、新たな学校配置を積極的に策定する。

3 東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費の支給について（教育委員会教育総務課）

震災により就学が困難となった児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費等の就学に必要な経費の一部を援助することにより、経済的負担の軽減を図る。

(1) 主な内容

【就学援助の対象者】

就学援助の支給対象となる者は、震災により次のいずれかに該当する保護者で、教育委員会が認定した者。

ア 次のいずれかの措置を受けた者

- (ア) 市民税の非課税又は減免
- (イ) 個人事業税の減免
- (ウ) 固定資産税の減免
- (エ) 国民年金の保険料の減免
- (オ) 国民健康保険の保険税の減免又は徴収の猶予
- (カ) 児童扶養手当の支給
- (キ) 宮城県社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付

イ 次のいずれかに該当し、生活の基盤を確保できないため生活困難となった者

- (ア) 住居の全壊又は半壊
- (イ) 住居の全焼又は半焼
- (ウ) 住居の流失
- (エ) 世帯収入の著しい減少

※上記(2)ア～エについては「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る県立高校及び中学校の入学者選抜手数料等の免除に関する規則」と同様の区分としている。

ウ 原子力発電所の事故により避難してきた者で、次のいずれかに該当する者

- (ア) 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していた者
- (イ) 緊急的避難準備区域又は屋内退避指示が出ていた区域に居住しており、市町村の判断により避難した者

【就学援助の種類、支給の額】

区分		小学校	中学校
学用品費	学用品費	11,100円	21,700円
	体育実技用具費		
	柔道	—	実費（7,300円限度）
	剣道	—	実費（50,500円限度）
	スキー	実費（25,300円限度）	実費（36,300円限度）
通学用品費	第2学年以降	2,170円	2,170円
校外活動費	宿泊を伴わないもの	実費	実費
	宿泊を伴うもの	実費（年1回）	実費（年1回）
修学旅行費		実費	実費
新入学用品費	第1学年	19,900円	22,900円
学校給食費		実費	実費

通学費	公共交通機関を利用した旅客運賃、タクシーを除く	実費	実費
医療費		医療券交付	医療券交付

#### 4 国指定名勝齋藤氏庭園の再開について（教育委員会歴史文化資料展示施設整備対策室）

国指定名勝齋藤氏庭園については、東日本大震災により灯籠の倒壊や建物の被害を受けていたことから、震災以後は休園していたが、市有建築物被害調査が終わり、使用できる建物について判明し、一部見学できない場所があるものの、見学者の安全を確保して再開した。

##### (1) 主な内容

- ・再開日：平成 23 年 7 月 31 日
- ・入園料：無料（縄文記念館が観覧できないため）
- ・観覧可能施設：齋善資料館

##### (2) 今後の予定

- ・平成 23 年度 建物の緊急調査の実施（検討中）
- ・平成 24 年度以降 整備活用計画の策定及び保存修復の実施

※いずれも国・県の震災対応補助事業として実施予定

#### 5 石巻市立病院が現在地で診療を再開することについて（市立病院 病院局管理課）

震災により、本市の 2 次医療機能が閉塞状態となっており、その早期復旧が急務となっていることから、一日も早い診療再開実現のために、現時点において国の災害復旧補助金を最大限活用しながら、現在地において復旧することを目指すもの。

- (1) 復旧にかかる工期：着工から概ね 12 か月
- (2) 診療科：消化器科に特化した従前の体制を組み、現在と同程度（14 科）を予定
- (3) 診療開始予定時期：本年度内に、一部診療及び病床稼働を予定

#### 6 『新エネルギーを活用した循環型社会の実現』に向けた復興支援プロジェクトにおける IBM(株)との合意について（復興対策室）

本市復興に向け、『新エネルギーを活用した循環型社会の実現』を目指し、本市が世界最先端のエコタウンとして国内外からヒト・モノ・カネ・情報が集まり、産業の創造と雇用の創出、市民が輝く魅力的な都市への再生を目的として、様々な復興事業に対する IBM 社のトータルコーディネーターを行うことについて合意をしたもの。

##### ア 新エネルギーを活用した中心市街地の活性化

→太陽光や風力などの新エネルギーの活用とスマートグリッドの構築により中心市街地において災害に強い街づくりを進め、住環境の整備と合わせて市民が安心して快適に暮らせるコンパクトシティを目指す。

##### イ バイオマス等を活用した循環型エネルギー社会の構築

→本市の地域資源である木質バイオマスや工場の余剰エネルギー、下水汚泥、ガスコジェネシスシステムなどを統合的に組み合わせ、エネルギーを循環的に供給・利用する無駄のない仕組みを構築する。

##### ウ 効率的なエネルギーを活用した次世代水産業の構築

→本市の主要基幹産業であり、震災の被害を大きく受けている水産業において、ICT を有効活用し、6 次産業化や設備・工場の共同利用を進め、より効率的なエネルギー活用と高収益を生み出せるビジネスモデルを構築する。

## 7 石巻市北上デイサービスセンター及び石巻市北上高齢者生活福祉センターの指定管理者による管理について（北上総合支所保健福祉課）

3月11日の震災後、両施設については市長の管理とし指定避難所として被災住民の受け入れを行ってきたが、避難所の閉鎖に伴い、市長の管理から指定管理者による管理に変更した。

施設名	指定管理者による管理の業務を始める日	管理の業務を行う指定管理者
石巻市北上デイサービスセンター	平成23年8月1日	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会
石巻市北上高齢者生活福祉センター	〃	〃

## 8 仮設寄磯診療所の設置について（牡鹿総合支所保健福祉課）

寄磯診療所が震災の津波被害により流失したため、仮設の診療施設を設置するもの。

- (1) 設置場所：石巻市寄磯浜田鳥3番地7
- (2) 敷地面積：175.00 m<sup>2</sup>（駐車場含む）
- (3) 建物面積：59.13 m<sup>2</sup>
- (4) 開所予定：9月中

### [その他]

#### 1 川開き祭り開催に係る職員の応援について（産業部長）

去る7月31日、8月1日に開催された川開き祭りについて、事故もなく、比較的スムーズに終わることができた。応援をいただいた職員55名及びたんたん会会員に対する御礼があった。

#### 2 災害救助法に伴う各部対応について（産業部長）

仮設住宅の必要戸数の建設目途がついてきた。これに伴い、災害救助法に係る各種支援事業に関する同法の適用について、全体的な情報の集約が必要と考える。

これに対し、今後、部長会議において示されることとなった。

#### 3 節電の促進について（産業部長）

東日本大震災に加え、新潟、福島の高雨により東北電力の発電供給力が低下していることから、本市としても節電対策として北側エレベーターを1基停止し、エスカレーターについても停止することとした。各部各課においてもより一層の節電に努めるよう依頼があった。

以上